

日本核医学技術学会における医学系研究に関する倫理指針

1. 人を対象としたすべての医学系研究は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和5年3月27日一部改正）に則って実施し、倫理審査委員会の承認を得たものでなくてはならない。また、介入を行う研究について、厚生労働省が整備するデータベース等の公開データベースに、研究の実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新しなければならない。
2. 上記指針で定義されている人を対象とする生命科学・医学系研究について「核医学技術」への投稿および日本核医学技術学会が主催する学術研究会で発表を行う場合は、倫理審査委員会の承認を得た研究であることを本文中またはスライド中に明記すること。
3. 健常者やボランティアに対する研究を実施する場合は、上記指針に準じて適切な対応をとること。研究の内容等に関し十分な説明を行い、自由意志によるインフォームド・コンセントを原則として文書で受けなければならない。
4. 「核医学技術」への投稿および日本核医学技術学会が主催する学術研究会で発表を行う場合は、日本核医学技術学会 研究の利益相反（COI）に関する細則に従って、利益相反の有無にかかわらず利益相反状態の開示を行う。
5. 臨床画像や解析結果など個人情報を扱う場合は、個人情報保護のために必要な処置を講じること。また、研究を公表する際に個人情報をを用いる場合は、細心の注意を払うこと。
6. 二重投稿、盗用および捏造は、研究の信頼性を損なう行為であり、発覚した場合は研究活動にも制約が課される。本学会では以下の条件に当てはまる場合を二重投稿とみなす。
 - 1) 他の学会誌で公表された、または投稿中の論文と内容が同一もしくは極めて類似している場合。
 - 2) 他の学会誌等で公表された論文と同じデータを、引用を明記することなく使用している場合。
 - 3) すでに公表されている論文を他の言語で投稿した場合。なお、二重投稿、盗用および捏造の疑惑が生じた場合は編集委員会で審議を行い結果を理事会に報告する。

付則

本指針は、平成29年9月10日より施行する。

令和6年7月1日一部改訂